

## 令和5年度に重点的に取り組む事業のポイント

カッコ内のページ数・ナンバーは別紙「令和5年度主要事業の調整状況について」の該当箇所を指します。  
事業名称及び詳細な実施内容は、別紙をご覧ください。

A 子育て世帯への切れ目のない支援	<b>産婦家庭に対して困りごとに応じた個別支援を実施</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>産後2週間・1か月の産婦に対する産婦健康診査の費用を助成することで、心身不調を抱える産婦を早期に発見し、早期支援につなげます。〈P14のNo.26〉</li> <li>育児への不安や負担が生じやすい妊娠中及び産後の子育て世帯に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事や育児の負担を軽減します。〈P14のNo.27〉</li> </ul>
	<b>保育士の確保・定着に向けた取組の推進</b>
B 学力の向上及びインクルーシブな教育の推進	<b>公立保育所での医療的ケア児の受入れに向けた体制整備</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人保育施設に対して、清掃業務や遊具の消毒など保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置等に係る補助を行い、保育士の業務負担の軽減を図ります。〈P16のNo.37〉</li> </ul>
	<b>語学力やコミュニケーション能力の向上に向けた取組</b>
C 市民の暮らしを支えるための地域経済の回復	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国語学習への興味・関心を高め、異文化や他者の多様な考え方に触れるため、各中学校の1・2年生を対象に、オンライン上で海外とつなぎ、外国人講師による英会話レッスンを実施します。〈P12のNo.19〉</li> <li>国際総合類型で尼崎高等学校に入学した生徒に対して、グローバル社会で活躍するために必要な語学力（英語）の向上や資質・能力の育成を目的とした新たな教育プログラムを実施します。〈P13のNo.25〉</li> </ul>
	<b>小中高等学校におけるインクルーシブな教育の推進に向けた体制整備</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活介助が必要な児童生徒の増加に伴い、支援体制を充実させるため、生活介助員を増員します。あわせて、発達特性等により個別に支援を必要とする児童生徒の増加に伴い、学習面、行動面での支援体制を充実させるため、特別支援教育支援員を増員します。〈P13のNo.23・24〉</li> </ul>
D 脱炭素社会の実現	<b>SDGs「あま咲きコイン」を活用したプレミアムキャンペーンの継続</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>SDGs「あま咲きコイン」の購入（チャージ）時ポイント付与（アプリ10%）や決済時のポイント還元（5%）等のプレミアムキャンペーンを継続実施することで、あま咲きコインの利用拡大や流通額増、地域経済の好循環を図ります。〈P27のNo.65〉</li> </ul>
	<b>「尼崎市気候非常事態行動宣言」に則った脱炭素社会の実現</b>
E 識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>脱炭素社会の実現に向けて、更新時期を迎えた公用車を順次エコカーへ入れ替えます（令和5年度20台）。また、民間事業者と連携して市所有の駐車場等を活用したEVカーシェア事業を行います。〈P28のNo.66・67〉</li> </ul>
	<b>CO2排出量削減と経済活性の両立に向けた一層の支援</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>脱炭素社会の実現と、原油価格高騰等による電気料金等の増加に直面している市内事業者への支援を両立するため、省エネ設備及び再エネ設備の導入に対して補助等を行います。〈P27のNo.64〉</li> </ul>
F なる推進	<b>マナー向上推進チームによる組織横断的な取組の実施</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>たばこ・ごみ・自転車（交通安全）等のマナー改善に向けて、組織横断的体制の下、市民運動として全市的に展開していく取組や市民の日常の習慣として定着させていく取組を行います。〈P25のNo.62〉</li> </ul>
	<b>たばこ対策の更なる推進</b>
その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>受動喫煙による健康への影響や、路上喫煙・歩きたばこなどのマナー問題へ対応するため、啓発活動を強化するとともに、駅前路上喫煙禁止区域の指定拡大と喫煙所の整備並びに積極的な禁煙支援等、総合的なたばこ対策に取り組めます。〈P23のNo.56〉</li> </ul>
	<b>ルールに則った分別など廃棄物の適正処理の徹底</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正廃棄物条例で禁止する資源物の持ち去りを防止するため、市内一円の巡回パトロール及び違反者への啓発・指導を行うほか、家庭系及び事業系廃棄物の適正処理に関する啓発・指導を強化します。〈P29のNo.70〉</li> </ul>
F なる推進	<b>USBメモリー紛失事案を踏まえた情報セキュリティ対策強化</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年6月に発生した本市USBメモリー紛失事案を踏まえ、各種セキュリティ対策の強化、組織体制の強化及び委託業務管理の徹底を図ることにより、情報セキュリティ対策を強化します。〈P35のNo.89〉</li> </ul>
	<b>デジタル化の更なる推進</b>
F なる推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市報あまがさき冊子版から記事を抜粋した「市報あまがさき電子版」を発行します。〈P34のNo.85〉</li> <li>歴史資料を電子化し、ウェブ公開するデジタルアーカイブを推進します。〈P8のNo.10〉</li> </ul>
	<b>廃棄物処理施設の計画的更新に向けた取組</b>
その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和12年度に寿命を迎える第2工場、資源リサイクルセンター及びし尿処理施設等を計画的に更新するため、令和5年度は第1工場跡地に廃棄物処理施設を集約整備するための事業者選定を行います。〈P29のNo.73〉</li> </ul>